

令和 2 年 第 3 回 神 崎 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 2 年 9 月 9 日 (水曜日) 午前10時01分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 2 年度神崎町一般会計補正予算 (第 5 号))
- 日程第 4 議案第 2 号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第 3 号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第 4 号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 5 号 神崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 6 号 神崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 7 号 神崎町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 8 号 令和 2 度神崎町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第11 議案第 9 号 令和 2 年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第12 議案第10号 町有財産の取得について
- 日程第13 請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第14 請願第 2 号 「国における 2 0 2 1 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第15 請願第 3 号 「建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願書」採択に関する請願書
- 日程第16 認定第 1 号 令和元年度神崎町一般会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第17 認定第2号 令和元年度神崎町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第3号 令和元年度神崎町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第4号 令和元年度神崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第5号 令和元年度神崎町水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 報告第1号 令和元年度健全化判断比率について
- 日程第22 報告第2号 令和元年度資金不足比率について
-

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君
5番	鈴木	節子	君	6番	木内	直樹	君
7番	石橋	伸一	君	8番	高橋	正剛	君
9番	石井	正夫	君	10番	寶田	久元	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君																						
教	育	長	椿	勇	君	総	務	課	長	久	保	木	豊	吉	君											
総	務	課	主	幹	石	井	達	矢	君	町	民	課	長	浅	野	憲	治	君								
ま	ち	づ	く	り	課	長	金	田	智	君	ま	ち	づ	く	り	課	担	当	課	長	鈴	木	信	成	君	
保	健	福	祉	課	長	廣	瀬	裕	君	教	育	課	長	平	野	悟	君									
会	計	管	理	者	(出	納	室	長)	明	石	か	ほ	君													

職務により出席した者

事	務	局	長	高	橋	誠	一	君	書	記	花	嶋	三	永	君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開会の宣告

○議長（石橋 伸一君） おはようございます。令和2年第3回神崎町議会定例会にご出席いただき、ご苦勞様です。本定例会も新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、議場でのマスク着用のご協力をお願いいたします。また、換気のため、傍聴者の出入口と議長席の後ろの扉及び議場左右の両扉を開放しますので、よろしく願いいたします。

それでは、9月2日に行われた議会運営委員会において、本定例会の運営について協議した結果、会期は本日から18日までの10日間とし、10日から16日までは休会として、この間に各常任委員会で決算の審査を行うこととなりました。議事運営につきまして格別のご協力をお願いいたします。

（午前10時01分）

◎開議の宣告

○議長（石橋 伸一君） ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和2年第3回神崎町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石橋 伸一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、2番 大原 秀雄議員、3番 高柳 智議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（石橋 伸一君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(石橋 伸一君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定しました。

◎行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会報告

○議長(石橋 伸一君) ここで、町長より行政報告、香取広域市町村圏事務組合議会議員から議会報告の申出がありますので、順次、報告を受けることといたします。

最初に、町長からの行政報告の申出を許します。

椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 本日は、9月定例議会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席いただき、ありがとうございます。ただ今、議長のお許しをいただきましたので、行政報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染者数が急激に増加しており、本町でも感染者が確認されております。千葉県を含む各自治体では、特別措置法に基づく新たな協力要請を行うとともに、独自の感染予防対策や支援策を講じております。

神崎町では、7月30日に香取・東総地区自治体と合同で感染症対策に関する千葉県知事への要望活動を行うなどのほか、二の矢、三の矢となる町独自の支援策を進めているところであります。いち早く実施した予防対策、支援策の経過については、国民一律10万円給付の特別定額給付金は、給付率99.9%受付を終えたところであります。町単独事業の子ども生活支援金給付については、対象689人の給付を完了いたしました。また、国の子育て世帯への臨時特別給付金は現在、給付率98%、558人へ給付をいたしました。

また、事業者向け支援としての休業要請等協力金と、一定の売上げ減少を対象とした小規模事業者等緊急支援給付金は、逐次、申請を受け付けており、今後も引き続き地域の経済安定のための支援策を講じてまいります。

続いて、感染症予防対策といたしまして実施した消毒用エタノール液の配布ですが、65歳以上の独居高齢者245世帯に対し、職員による戸別配布を先行実施し、一般町民には6月13日と14日、2日間でふれあいプラザ及び米沢小学校の2つの会場でドライブスルー方式により配布を行いました。全町内で約2,200世帯への配布を行ったとこ

るであります。

なお、この際、ボランティア団体つむぎの会の皆様に作成いただきました手作りマスクも併せて配布をしたところであります。

次に、道の駅発酵の里こうざきの決算については、コロナ感染症拡大の影響によりまして、株主総会が10月に開催されるため、詳細については12月議会で報告をさせていただきます。前年度の売上げは7億6,200万円で、来場者数は約79万1,000人となり、台風災害等の影響があったものの、過去最高の売上高、来場者の数となりました。しかしながら、コロナ感染拡大の影響は深刻さを増しており、感染防止のため、5月大型連休の営業を自粛して、休業することとなり、現在、来客は戻ってきているものの、依然として厳しい経営を迫られています。

このような状況下であります。去る6月18日に開催された国交省、千葉県、東日本高速道路株式会社で構成する圏央道休憩施設調整会議におきまして、(仮称)神崎パーキングエリア、それと道の駅発酵の里こうざきの一体整備を圏央道の4車線化に合わせて進めていくということが確認されたところあります。

圏央道の4車線化については、令和6年度に供用を目指すこととなっておりますので、神崎パーキングエリアについても一体的に整備し、道の駅施設の拡充を進めていく必要があることから、本議会において基本計画についての補正予算案を提出させていただきます。

最後に、今後とも議員の皆様のご支援、ご協力を切にお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長(石橋 伸一君) 続いて、香取広域市町村圏事務組合議会報告を許します。

9番 石井正夫議員。

○9番(石井 正夫君) 議長のお許しを得たので、香取広域圏事務組合の報告をさせていただきます。

令和2年6月香取広域市町村圏事務組合議会臨時会の報告書。

去る6月25日に、令和2年6月香取広域市町村圏事務組合議会臨時会が、香取市山田公民館において開催されました。

当日の出席者は14名であり、定足数に達したので、会議は成立いたしました。

臨時会では、議案第1号から議案第3号を一括議題とし、管理者から提案理由の説明の後、採決に入り、いずれも原案のとおり可決されました。

以下、概要を説明いたします。

議案第1号 財産の取得についての案件は、老朽化した栗源分遣所の水槽付消防ボ

ンプ自動車を更新するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められました。

議案第2号 財産の取得についての案件は、老朽化した山田分遣所の災害対策特殊救急自動車・高度救命処置用資機材を更新するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められました。

議案第3号 財産の取得についての案件は、老朽化した香取市消防団小型動力ポンプ積載車を更新するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められました。

以上、令和2年6月香取広域市町村圏事務組合議会臨時会の報告といたします。

◎日程第3 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度神崎町一般会計補正予算（第5号））を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年度神崎町一般会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,370万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億670万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入は、15款、国庫支出金に地方創生臨時交付金として2,939万9,000円を、学校保健特別対策事業費補助金として187万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

20款、繰越金に188万2,000円を計上いたしました。

歳出は、2款、総務費では、わくわく西の城管理事業として78万7,000円を計上いたしました。これは、災害時の避難所での密を避けるため、わくわく西の城でも避難

所を設置できるよう、発電機等を整備するものであります。

4款、衛生費では、感染症予防対策事業として、マスクを購入するため699万6,000円を計上いたしました。

6款、農林水産業費では、農業振興事業として、密を避けるためのドローン等のスマート農機の購入費、及び操縦講習費用の補助として1,150万円を計上いたしました。

9款、消防費では、防災総務費として、災害時の避難所運営及び感染症対策のため、冷風機やパーテーション等の購入費1,065万6,000円を計上いたしました。

10款、教育費では、国の補助事業による児童・生徒の感染症予防対策として、サーキュレーターや空気清浄機等の整備のため376万1,000円を計上いたしました。

どの事業においても早急な対応が必要であり、予算措置について急施を要したため、7月27日に専決処分をしたものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） おはようございます。今回の補正に当たりまして、農業予算1,150万円計上してございます。その内容がスマート農業に関わるハードの導入1,000万円、更にはそのハードの導入における講習費等150万円ということで、10団体、1,000万円プラス150万円、1,150万円。1団体当たり115万円ということになっていると思えますけども、この10団体の目論見についてお伺いしたいと思えます。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

10団体の目論見ということですね。団体ということなんですけども、一応、経営体という認識をしております。個人事業主でも構わないということになります。町内には、農業経営団体として確か5団体でしたか、と記憶しておりますので、あと5名、またはこの5つの経営体が皆さん申請されるとも限りませんので、その辺りは柔軟に対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 再度ということになりますけども、1,150万円、一般会計からの繰入れ分と国から来る分、総じてどの程度の割合で1,150万円の内訳についてはなっているんでしょう。聞き方が悪かったですか。1,150万円の支出に対して、国庫でどれだけ、町単費でどれだけという、その割合です。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

国庫金は入っておりません。全て町の単費ということになります。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 今回、スマート農業につきましては、国庫の対象になりますよね。

国庫ゼロというのはおかしいんじゃないの。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） 失礼いたしました。国庫補助ということではなく、

臨時地方創生交付金ということで、そちらの対象になりますので、全て国庫金の対応ということになります。

以上でございます。失礼いたしました。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 先ほどのご説明の中で、災害対策用の備品を購入されたということなんですけれども、わくわく西の城だったり学校だったりすると思うんですけれども、全体でその対策用に買われた備品を教えてくださいませんか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

専決の中で防災関係の備品の内容ということで、答えさせていただきます。防災総務費の中で、大型冷風機、こちらは避難所のほうに設置したいと考えておりました、内容としましては、4基ですね。こちらを4か所の避難所のほうに設置するというようなことで今、考えております。

それから、体温検知機能がついた顔認証カメラ、こちらのほうを4基。こちらも避難所のほうに設置したいと考えております。

それから、コロナ対策の一環ということで、避難された方の間隔を取りつつ、また、プライベートなそういったものを保護していきたいということもございまして、プライベートルームという形で、約2メートル四方のテントみたいなものなんですけれども、仕切りがある、つい立てみたいなものなんですけど、そういったものも必要数購入したいと考えております。

それから、停電等あったときに、非常電源を活用しての投光器、こういったものも必要数揃えたいと考えております。

また、わくわく西の城に関しましては、先ほど町長の提案理由のほうにもございましたけども、主に発電機であったり、やはり先ほど申し上げましたけど、投光器、これを予算の款項目だけ総務費と、それから防災費に分けて予算計上しておりますが、内容としては同じような内容になります。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

教育予算の支出に関して、最初に神崎小学校に関する感染症対策用備品といたしましては、壁掛け扇風機というものを13教室、1教室当たり2台の購入のほうをしております。

それと、体育館で使う大型送風機、それとあとポータブルの体温を測定するもの、こちらを1台。あと卓上の製氷機といって氷を作る備品のほうも1つ購入してございます。

また、米沢小学校におきましては、こちらも体育館で使う大型の扇風機、こちらを2台。あと、各4つの教室で使う加湿の空気清浄機というものも購入予定です。あと同じく検温をするための非接触型のサーモグラフィーという形で、スマートフォンのような大きさのもので体とか顔を近づけると温度を測定するようなものを購入してございます。あとこちらも卓上の製氷機という氷を作るものを購入しております。

中学校についても、同じような形になりますけれども、体温を測るサーモグラフィーが1つと、あと体育館で使う大型の扇風機、それと6教室分に当たりますけども、空気清浄機。それとあと米沢小学校と中学校では、サーキュレーターといって各教室において空気の循環をするような備品のほうを購入させていただいております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今回の専決処分の件ですが、7月27日に専決されたということ、これは国庫支出金から、地方創生臨時交付金が国から来たということで、急を要することで臨時会のいとまが取れなかったということで専決処分はやるわけですが、6月の前の専決処分は、給付金が1人10万円くらいとか、あのときは何回も来ていました。今回は専決でなくて臨時会を開いてもよかったのではないかとは思いますが、7月27日ですので、今これ、臨時会、このくらいの議案だったら半日で済むような議案です。専決は臨時会が開けないためにやるようなものですので、今この議員は定例議

会から定例議会の間、何の活動もないです。町の行事も催し物も何もない。ですから、議員としては招集されれば当然、出てくることだと思いますので、臨時会を開いたらどうだったですか。1議案に対して2回しか質問できないということですから、まとめてやりますよ。これがまず第1点。

もう一点は、椿議員と高柳議員とも重複するようなものですが、漏れがあるみたいです。農業問題で、10団体に100万円ちょっとずつ。これは10団体というのは営農組合ですか。それと、あと5名残っているというのは、10団体の営農組合が、営農組合は8くらいしかないと思いますが、個人にも配布するようなことを金田課長は言いましたが、これを詳しく。

それと、最後の防災ですが、総務課長の答弁では、大型の扇風機を購入する考えでいると。もう台風シーズンで専決でやっちゃったんだから、もう設置してあるでしょう。学校でも避難所でも。それを「考えている」と言っていましたから、まだこれからやるのかなと思って。専決でやったんだからこれはもう早く取り付けたとは思いません。

大きい扇風機が4つ。どのくらいの温度が下がるわけなんですか。エアコンの場合には何度なんて設定できますが、そのようなことはできるんですか。しかもこれは暖房にも使えるようなあれですか。

それと、購入に当たっては入札はあったんですか。担当者、今3点質問しましたが、2回、3回とあんまり質問しないようにしますので、答弁をお願いします。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員のご質問にお答えします。私のほうからは、1点目と3点目のほうの回答をしたいと思います。

まず、専決処分の執行についてお話がありましたけれども、大型冷風機等の先ほどご説明しました備品購入等については、既に着手、もしくはもう納品、済んでいるというような状況でございます。

大型冷風機の、どのくらい室温が下がるのかというようなご質問なんですけども、機能としましては、水の気化熱を利用して、大型の扇風機で風を送るといった構造のものでございまして、気温的にはそんなに下がるといったことではないと考えております。

それから、専決処分の内容なんですけども、先ほど町長の専決処分の提案理由の中にもございましたけれども、こちらはコロナ対策に関する地方創生臨時交付金の申請の期限であるとか、それから先ほどのコロナ対策等の執行の購入の予定であるとか、

そういったもろもろの諸条件の中で、専決処分をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） スマート農業関連の補助金につきまして、10団体ということですが、10経営体ということで、個人または法人等、合わせて10の経営体ということで想定しております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 総務課長、これは暖房にも使えるのかと聞きました。

それと、入札もあったわけですか。

あと、金田課長、これは個人でも、申し込めば補助金が受けられるわけですか。個人でもと言いましたが。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 質問にお答えいたします。

こちらは、暖房には使えません。冷風機だけですので、そういう暖房の機能は持っておりません。

それから、こちらの購入に際しては、随意契約。入札は行っておりません。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

5ヘクタール以上の経営面積を持つ農業者に限ります。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度神崎町一般会計補正予算（第5号））を採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は承認されました。

◎日程第4 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程4 議案第2号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

固定資産評価審査委員会は、納税者の固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査・決定するために設置する機関で、3名の委員から成り、任期は3年であります。

この度、委員のうち、藤ヶ崎幸雄氏が9月30日をもって任期満了となります。引き続き委員として、神崎町新306番地の藤ヶ崎幸雄氏を選任したく、地方税法第423条第3項の規定により、選任の同意を求めるものであります。

藤ヶ崎氏は、昭和49年1月から平成26年3月まで、本町職員として40年間勤続し、特に平成18年4月から平成21年12月までは町民課長も歴任し、税務行政にも精通した方であります。中立かつ公正な審査が必要な固定資産評価審査委員会委員として適任者であると考えています。

よろしくご審議の上、ご賛同賜われますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第2号 神崎町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

◎日程第5 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程5 議案第3号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第3号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、10月24日で任期満了となる監査委員について、地方自治法第196条第1項の規定により、選任の同意を求めるものであります。

飯田耕一氏は、住所は神崎町神崎本宿2,090番地で、昭和22年10月6日生まれの72歳であります。飯田氏は、千葉県職員として多年にわたり勤務し、総合企画部長等を歴任され、地方自治に精通しており、町会計及び予算の執行に関して豊かな経験と見識のある方で、監査委員として適任であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜われますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第3号 神崎町監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

◎日程第6 議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第6 議案第4号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第4号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、教育委員である木内正義氏が9月30日をもって任期が満了となるため、新たに関郁男氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

関郁男氏は、住所が神崎町植房606番地で、昭和28年12月5日生まれ、66歳であります。教育関係の主な経歴を申し上げますと、平成7年度に米沢小学校、平成18年度に神崎中学校、平成15年度に成田国際高等学校のPTA会長を歴任し、学校教育の振興に寄与されてきました。また、平成9年度以降、野球を通じて町体育協会の役員として様々な大会において要職を務め、町のスポーツの発展に貢献されております。今後も引き続き本町の教育行政の推進にご尽力いただけるものと信じております。

よろしくご審議の上、ご賛同賜われますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

8番 高橋議員。

○8番（高橋 正剛君） 質問を幾つかさせていただきます。

まずその前に、私のこれからの質問は、関郁男氏個人がどうのこうのということではなく、法律に基づいた選任方法についてを質問させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条に、前段は省略して、「委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならない」という条項がありますが、この9月末で退任される木内委員がこれまで保護者である委員であったと思えます。となると、神崎町の教育委員には、保護者の委員がいなくなってしまうということになりますが、それはどのように解釈したらいいですか。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

高橋議員のご説明のとおり、法律の任命に関する第5項については、「教育委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならない」というような規定がされております。現在、教育委員につきましては、4名の方がおります。そのうち1人の方がこの「保護者である者が含まれる」に該当になりますので、この方で対応してい

きたいと考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 8番 高橋議員。

○8番（高橋 正剛君） その方は誰であるかと、保護者の委員さんなんですか。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 今現在は、この提案する前の任期満了前の木内さんを含めまして、保護者に該当する方が2名の教育委員がおられました。今回、提案させていただく方以外の方が、教育委員として任命をしたときに未成年でありましたので、この方を今、教育委員会の組織の中としては保護者に該当する教育委員として考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 8番 高橋議員。

○8番（高橋 正剛君） その方は任命したときには保護者であったということですが、昨年6月でお子様は成人されております。去年の6月ですから、去年の9月の議会でも保護者の委員を選べたはず。そして今回も保護者の委員を選べたはず。これが今回、全くゼロになってしまう。

今、課長がお答えになった、任命当時に保護者であればいい、4年間はそれでいいという、そういう効力規定はどこにあるんですか。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 千葉県に確認したところ、任命時に未成年であればいいというふうにご助言をいただいておりますので、それに基づいて行っております。

○議長（石橋 伸一君） 8番 高橋議員。

○8番（高橋 正剛君） 県に確認したということですが、我が町は平成21年から法律に基づいて保護者の教育委員を任命しているわけです。「教育行政に保護者などの声を反映するため、教育委員には保護者の教育委員を置かなければならないということです。ただ、保護者の委員は、任期中に子どもが成人となり、保護者代表の意味を失うケースもあるため、保護者委員を複数任命するなど、より積極的な登用も必要となる」という文書もあります。それと、平成26年7月17日文部科学省初等中等教育局長から、各都道府県知事、各都道府県教育委員会に通達している文書で、前段省略して、「保護者の選任が平成20年度より法律上、義務とされていることから、保護者委員を任命していない教育委員会においては、速やかに選任する必要がある」とあります。

やはりこれはそれでは駄目だと。早く現職の委員を選びなさいということと同じこ

とだと思えます。そして、私も法律の専門家ではないので、弁護士にそれを聞いてみましたところ、「任期中に保護者である方がいなくなれば、法律的には違反です。教育委員会の組織自体が不存在になることはないでしょうが、そのままにすることに対する効力規定がないからといって、保護者要件を充足した委員を任命しないままにするのはどうかと思われまして。例えば今回の場合には、9月のタイミングで選任すべきだと思います」という、これは法律の専門家からの、いろいろ弁護士も考えがあるので、いろいろな考えの方がいますので、私の調べた範囲はこれです。

やはり県の教育委員会がどうであろうということではなくて、我が神崎町の教育委員会としては、今までやってきたことをそのようにしないのかということなのです。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 高橋議員のご質問にお答えいたします。

法律の要件には「含まれるようにしなければならない」ということで、人数制限については特に記載がされておられませんので、現状では1名の方、なおかつ高橋議員がおっしゃられたような形になれば、またそのときには速やかに考えを改めて対応していきたいなと思えます。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 8番 高橋議員。

○8番（高橋 正剛君） それは教育課長にはここまでとして、この任命権者は町長となりますので、町長はどうお考えですか。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 法律に違反しているわけではありません。全然問題ないと考えています。

というのは、任命されたときに、その方が保護者であればいいと。その方がその1期の間は当然、有効なわけです。その方がまだ残っていますので、もう一人の方がいなくなっても全体としては有効であるということで、今回は何ら問題ないと考えています。

○議長（石橋 伸一君） 2番 大原議員。

○2番（大原 秀雄君） この問題に関しては、私も若干調べてみたら、本当にこの教育行政、この法律なんていうのは初めて見てみまして、やはりここの「保護者である者が含まれるようにしなければならない」ということになっております。任期4年の間に、要は未成年者が成年になってしまったというのであれば、それはまずいですよという捉え方になるんじゃないかと思えます。

確かに今、町長がおっしゃったとおり、法律違反じゃないんだらうとは思いますが、やはり人選をするときに、もう分かっているんですから、何歳の子どもが、その選んだときの保護者にいるのかというのは分かっているわけですから、それから4年のうちに、やっぱり成年になってしまう、保護者が全くいなくなってしまうというものは、やっぱりまずいんじゃないのかなと。

ですから今度、選ぶときに、年齢のほうも加味した上でやっていけばいいんじゃないのかなと、こう思っております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 質問ですか、それともご意見としてですか。

○2番（大原 秀雄君） そういう形でこの問題、保護者が必要だという問題は対応していかれたらどうなんだろうかと、こう思っておりますけど、じゃあ、教育長、どうでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 椿教育長。

○教育長（椿 勇君） 今、ご意見のほういただいているところでございますけれども、制度上は就任時に成人していない子どもを持っている教育委員となった方が、それが保護者枠だと。それで、それが成人しましたというような今の中で、それは制度的にはそれは支障ありませんというような見解を得ていますので、今後についてはそういうことも十分、深く考えるというようなことも重要かと思うんですけれども、今回の、これは平成21年に制度ができて、22年から施行されたというような状況ですけども、制度的には今回の任命については支障はありませんというようなことでお願いしたいと思っております。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 人事案件ですから、関さんがどうこうの問題ではありませんが、関さんは当然、教育委員には適任だとは私は思っています。ただ、選ぶ段階において、もう何回も高橋議員も大原議員もお話ししたとおり、保護者を含むということで、切れちゃったからその任期中はそれはいいと、これは法律違反ではないと言いますが、この段階でもう2回チャンスがあったんですよ。もう一人の人、今回残っている人は、今年の6月でもう二十歳になっちゃっている。その段階でもう切れちゃっている。たまたま木内さんが9月6日までに19歳の人が出たと。それが今回、9月6日に切れちゃっているから、当然、木内さんも今回で30日で終わり。それはあれでしょうが、そこに出て、今年の9月に再任された委員もいます。その段階で気がつかない

かったのかなと。今回も同じようなこと。

成田市、香取市、ちょっと聞きました。切れちゃったらしょうがないから、4人のうち2人が保護者を入れているような、40代の人を入れているようなあれです。

これは法律違反ではないとはいいながら、全国的に4%から5%くらいです。保護者を入れていない市町村。それはたまたま任用中に切れちゃったということが理由だったみたいですが、神崎の場合には、21年度から施行されて、その当時になったのが、木内さんが保護者ということになっていて、それでずっと通してきた。それで、去年の6月には、その前には2人、保護者になっていました。だけれども今その保護者になったというのは、去年の6月に切れちゃっているの。二十歳になっちゃって。だから去年の9月に採用するというときに、これは続投になっちゃったんです。その段階でも保護者ということが考えられた。それでまた今回も関さんも65歳。当然、二十歳以下の子どもはないと思います。

これは質問ですが、教育長、これ気がつかなかったのかな。関さんを選ぶときに。

○議長（石橋 伸一君） 椿教育長。

○教育長（椿 勇君） 当然、それは認識しています。認識している中で、1人の委員さんが保護者枠で今、入っているのが実状ですので、その中で判断をしていけば、これは十分対応ができることであるというようなことで私は理解しています。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） もう一人の人が保護者代表だというんですが、それは去年の6月28日に二十歳で切れちゃっているわけ。それが認識だといえればそれまでですが、今後はやはり、今回も2人置いておきましたよ。だけれども片一方が切れたら、次に選ぶときにはまた保護者である、二十歳以下の子どもがある人を選んだほうがよかったんじゃないかと。今後のことです。今回はこれは上程されちゃっているから、あとは採決するだけです。今後はそのように切れないように、切れてもあとはいいいからというんじゃないかと、2人を入れて、そのように選考したらどうですか。町長。

○議長（石橋 伸一君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 当然、先ほど言いましたけれども、法律違反にならないような形で随時、考えていく必要はあると、そういうふうに思っています。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第6 議案第4号 神崎町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

本案に同意する方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は同意されました。

◎日程第7 議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程7 議案第5号 神崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第5号 神崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、内閣府令の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正され、利用者負担額を支払う保護者の範囲の限定、食事の提供に要する費用の取扱いの変更、特定地域型保育事業における保育所等の連携施設の確保義務の緩和や免除等についてそれぞれ改められたことを踏まえ、本町においても当該内閣府令基準に基づいて同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜われますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第7 議案第5号 神崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程8 議案第6号 神崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第6号 神崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。
本案は、厚生労働省令の家庭的保育事業等設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、地域型保育事業所卒園後の受入れ先確保のための連携施設の確保について、その要件を緩和するとともに、連携施設の確保をしないことができる期間を5年間延長するなど、本町においても当該省令基準に従い同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜われますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第8 議案第6号 神崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第9 議案第7号 神崎町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第7号 神崎町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

本案は、千葉県補助事業で実施しているひとり親家庭等医療費等の助成事業について、本年11月1日より、助成方法を償還払いから、原則、現物給付に変更することを受けての条例改正であります。

自己負担額については、住民税課税世帯の千葉県基準額は300円ですが、神崎町子ども医療費の入院・通院の自己負担基準額、200円と同額にするため、神崎町独自に上乘せ給付を行い、入院・通院の自己負担基準額を200円といたします。

なお、県外医療機関等の診療については、従来どおり償還払いとなります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第9 議案第7号 神崎町ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程10 議案第8号 令和2年度神崎町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第8号 令和2年度神崎町一般会計補正予算（第6号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,330万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,000万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入の主なものは、15款、国庫支出金、総務費補助金として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金811万8,000円を計上いたしました。また、地方創生臨時交付金の第2次配分として、9,905万7,000円を計上いたしました。

20款、繰越金は、4,658万9,000円を計上いたしました。

22款、町債として、臨時財政対策債を245万3,000円計上いたしました。

歳出の主なものは、2款、総務費では、戸籍附票システム改修のため、戸籍電算システム管理事業に811万8,000円を計上いたしました。

3款、民生費では、新型コロナウイルス感染拡大によりアルバイト等ができない大学生などの生活を支援するため、大学生等支援給付金事業として775万円を計上するほか、特別定額給付金基準日以降に生まれた新生児を対象に、新生児応援支援金を給付するため、300万円を計上いたします。

4款、衛生費では、生活排水処理対策事業として、合併処理浄化槽設置補助金309万6,000円を計上いたします。

7款、商工費では、商工業者緊急支援事業として、町内事業所で利用できる地域経済活性化券を発行し、地域経済の活性化を図るため、9,878万1,000円を計上いたします。

8款、土木費では、町道新設改良事業として、地方創生の重点施策として位置づけている道の駅について、今後、圏央道のパーキングエリアの整備が見込まれることによりまして、その一体的な整備を行うということで、調査設計費といたしまして、3,300万円を計上いたします。

9款、消防費では、防災総務費として、防災備蓄倉庫の新規整備のため、244万1,000円を計上いたします。

10款、教育費では、避難所となる神崎小学校屋内運動場へ非常用発電設備を設置するための設計業務委託料として251万9,000円を計上いたします。

このほか、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催を中止した事業、あるいは執行を見送った事業費の減額を行うところでございます。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） 14ページに、土木費の道路新設改良費で測量調査設計業務委託料3,300万円とあります。これは、パーキングエリアの測量調査費も入っているということですが、圏央道のパーキングエリアはまだ建設するかどうかよく分からないのに、希望的観測で計上してもいいのでしょうか。この間の経緯について詳しく説明してください。

また、道の駅とパーキングエリアを接続した場合、お酒類の販売はできるのでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 鈴木まちづくり課担当課長。

○まちづくり担当課長（鈴木 信成君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

パーキングエリアができるか、できないかというご質問ですが、本年の3月と6月に、国土交通省関東地方整備局、それと千葉県、併せて東日本高速道路株式会社関東支社の3者によりまして、圏央道千葉県区間休憩施設調整会議というものが開催されてございます。

この中で、仮称ですけれども神崎パーキングエリアは、道の駅発酵の里こうざきと一体整備を円滑かつ確実に進め、圏央道の4車線化に合わせ、早期供用を目指すということが確認されてございます。これは、千葉国道事務所のホームページ等にも掲載されているところでありまして、記者発表もされてございます。この発表、確認をもちまして、パーキングエリアの整備が目途が立ってきたということがございまして、パーキングエリア事業化になってから、周辺等の接続方法等の設計業務をそれから発注しておりますは、事業化、パーキングエリアと道の駅の拡張計画との擦り合わせが難しくなってくるということで、事前に業務を発注いたしまして、周辺の調査、またハイウエーオアシス構想の実現のために基本設計・計画を作成する予定でございまして。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

PAにおける酒類の販売ということで、こちらにつきましては、確認いたしまして後程ご回答いたしますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） この補正が、先ほど町長がおっしゃられていた第二、第三の矢に該当、国の二次補正を使って該当される部分が多いのかなと思うんですけども、その中で、先ほど予算の一覧表ということで、コロナ関連ということで頂いた中で、マイクロツーリズム予算、大きく3つになるんですかね、広報事業関係とガイドマップ作成、あと交流拠点づくり事業のレンタサイクル関係でしょうかね。それについて詳細をお聞かせいただきたいのと、コロナ関係以外の事業で、11ページ、2款、総務費の戸籍附票システム改修委託料、これは100%国庫になっていると思うんですけども、そちらの事業の詳細を教えてくださいたいと思います。

その2点でございます。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 高柳議員の質問にお答えいたします。

まず、戸籍の附票システムということですが、皆さんご存じの戸籍の本体のほかに、附票というのがございます。各々の住所、住民記録に基づく住所をずっと履歴を含めて記載されているものが附票といわれます。

今回、令和元年12月に施行されましたデジタル手続法案の中に、行政のデジタル化を推進するための個別施策というのがありまして、施策によりまして実施する今回のシステム改修となります。

目的は、大きく2つありまして、1つ目が、国外転出者、日本から海外へ転出した者の本人確認をするためのものです。戸籍の附票の記載事項に住所要件を追加して保存することによりまして、海外転出後であっても記載された本人の確認情報の提供を可能にするものです。2つ目が、同じく国外転出者に係る公的個人認証、電子証明、個人番号カードの利用を可能にするものです。個人番号カードにつきましては、住民基本台帳に基づいておりますので、海外転出されますと住民基本台帳が削除されます。その者は個人番号カードは使用できなくなりますけれども、今回、この戸籍の附票にそのデータを持たせまして関連づけることによりまして、海外転出の場合であっても引き続き個人番号カードが使用できるようになります。

先ほどありましたけど、今回のシステム改修に係る経費は全額、国費となっております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） マイクロツーリズム関係ということでお答えいたします。

まず1点目、観光ガイドブック作成業務委託料ということで、こちらはガイドブックなんですけども、「ことりっぷ」というものを作成いたします。町を紹介した小冊子という形になります。これを2万部作成いたしまして、道の駅に置いたり、また、各戸に配布したりということで考えております。

それともう一点が、レンタサイクルということなんですけども、これはまずレンタサイクルの保管庫、これが道の駅に現在ございません。こちらに保管庫、こちらを設置いたします。それと、神崎駅に電動自転車、こちらを3台置くような形を取りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） ありがとうございます。

附票システムの対象者というのは何名ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

あと、すみません、広報事業のタブレットの関係も教えていただきたいのですが。

○議長（石橋 伸一君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

平成29年度の国がまとめたところの海外居住者は、135万人いるとされております。ただ、神崎町につきましては、そういった統計は取っておりません。戸籍を全部見るしかありませんので、実際、神崎町から何人、海外に転出しているかについては詳細な数については把握できておりません。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） 1つ漏れておりましたので、お答えいたします。

広報事業ということで、こちらは、町の広報、これをインターネット上に今、載せてございまして、また、ホームページもそちらで運用しているところでございますけれども、そのホームページ更新用のパソコンが現在、まちづくり課企画係に1台しかございません。これが庁舎内でしか使用できないという形になっています。

これをどこでも持ち運び出して、どこでもホームページの更新ができるような、そういう形を取りたいということで、今回この形で通信費、それから具体的なウェブカメラ、それからそれに係るソフト関係、これを整備するというので、今回の予算を計上いたしました。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） 子ども生活支援金、実際、4月27日以降生まれた方に支給されるということで、それ以前に生存していた方は皆さん、特別給付金10万円頂いたんでしょうけど、家庭によっては一喜一憂していると思います。1日早く生まれていればもらえたのにと。それで、これには4月27日以降、生まれた方にも10万円給付することなんですけど、これは300万円まで達したら終わりにする、それともあと上限を切って、日にちですか、切るものなのでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

今、荒井議員がおっしゃったのは、12ページの子ども生活支援金給付事業、新生児応援給付金のことだと認識してございますが、こちらの事業につきましては、特別給付金1人当たり10万円給付されたものが、本年度4月27日時点で町内に住所を有する方、生まれた方が対象となっております。

今回、こちらの補正で事業をいたしますものにつきましては、4月28日以降に生まれた新生児に対して、それ以前に生まれたお子さんと同様に10万円を給付するというような内容で検討してございます。学年という枠で捉えて、子どもたちに10万円の給付というような形で進めたいと考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） 4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） では、一応300万円の予算を組んでありますよね。この300万円に達し次第、それでもう打ち切りということですか。それともあと日にちを切って、いついつまで打ち切ると、条件ではどちらを優先するのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） こちらは、4月27日以降生まれた1つの学年ということで、来年の4月1日までを対象としてございます。現在、年間30人前後の新生児の誕生が町内ございますので、30名前後を見込んで、300万円ということで計上してございます。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 今回の補正の目玉は、誰が何と言おうと地域振興券じゃないかなと。名称はちょっと違うとは思いますが、地域経済活性化券。約1億円弱の金額

が盛り込まれております。

この取扱いにつきまして、いつからいつまで、どのような配分と、どのような商品に対して適用されるか、それについてお答えを願いたいと思います。

○議長（石橋 伸一君） 金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） お答えいたします。

この商品券ですけれども、まず使用の期間、現在想定しているのが、10月に入りましてから。それで、全員協議会のとときに使用期限、こちらは来年の3月31日という形で申し上げたんですけれども、事務上ちょっときついのかなというところがございまして、取りあえず2月いっぱいということで現在、考えております。来年は2月29日ですかね。ということで現在、考えております。また検討を要するところではございますけれども、現在はそのように考えております。

それから、使用できる店舗ということなんですけれども、まず3種類の商品券を考えてございます。まず大型店。いわゆる量販店。具体的に申し上げますと、スーパーのナリタヤ、それからヤックスドラッグの神崎店、それとコンビニが3店舗ございまして、そちらを考えてございます。それから、飲食店、それから飲食店以外の事業者ということで、3種類の商品券の作成を考えております。

額面500円で10枚綴りということで、合計で1万5,000円。3種類発行しますので、1万5,000円という内容で考えてございます。

以上になります。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 今回の補正は、皆さん質問しましたが、国庫支出金の地方創生臨時交付金のためのコロナ対策だと思います。

まず、荒井議員の質問で、新生児は今、毎年、神崎町では30人ぐらいしか生まれないというんですが、これは一般質問でも細かくやりますが、米沢学区で何人ぐらい生まれますか。今分からなければ分からなくてもいいです。一般質問のときに聞きますから。

それと、大学生の支援、155名かな。これは神崎町在住の大学生でしょうか、短大、専門学校、これは対象になるわけですか。

○議長（石橋 伸一君） 廣瀬保健福祉課長。

○保健福祉課長（廣瀬 裕君） ただ今のご質問にお答えいたします。

新生児の人数につきましては、学区ごとの統計は手元にはございませんので、すぐお

答えすることはできませんので、後ほど確認させていただきたいと思います。

併せて、大学生の応援事業でございますが、こちらの要件としましては、神崎町に在住の大学生等、専門学校等も含めた形の大学生等という方と、併せて神崎町に保護者がいらっしゃる大学生等に給付の対象ということで考えてございます。

○議長（石橋 伸一君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 米沢学区のは一般質問のときまででいいですから。30人のうち大体何人くらい。米小の問題がありますから。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

金田まちづくり課長。

○まちづくり課長（金田 智君） 先ほど鈴木議員からご質問ございました、パーキングエリアにおける酒類の販売ということで、それは可能か不可能かというところでございますけれども、確認しましたところ、房総にあります道の駅ハイウエーオアシス、富楽里とみやま、そちらでワイン、ビール等販売しているそうでございます。ということで、販売は可能かということになります。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第10 議案第8号 令和2年度神崎町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程11 議案第9号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第9号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,576万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,776万円とするものであります。

今回の補正は、令和元年度分の精算が主なもので、令和元年度の保険給付費等の確定に伴い補正をするものであります。

まず、歳入予算の補正ですが、2款、支払基金交付金126万3,000円、4款、県支出金41万9,000円、7款、繰越金1,407万8,000円をそれぞれ増額いたします。

次に、歳出予算補正の内容については、4款、基金積立金973万1,000円を増額し、精算後の剰余金を介護保険財政調整基金に積み立てます。

5款、諸支出金は、令和元年度の精算による償還金として、支払基金、国、県に602万9,000円を支出するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第11 議案第9号 令和2年度神崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程12 議案第10号 町有財産の取得についてを議題とします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第10号 町有財産の取得についての提案理由を申し上げ

ます。

本案は、文部科学省が提唱する、パソコンを使用して学習支援を行うG I G Aスクール構想のうち、児童・生徒が使用するタブレット型コンピュータを1人1台、整備を行うものであります。

事業内容につきましては、児童・生徒用及び教員用に合計396台の情報端末の購入、教育支援ソフトの導入及び端末設定作業等になります。

9月2日に入札を行った結果、チバビジネス株式会社北総営業所と4,015万円で仮契約を締結いたしました。

この町有財産の取得につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

5番 鈴木議員。

○5番（鈴木 節子君） システムは5年くらいで古くなってしまおうということなので、この先も買い替えていく必要があると思います。国から言われたから入れましたというだけでは困ります。高い買い物なのですから、これを十分に生かしていく方策についてはどう考えていますか。また、それを使いこなすための人の手当てについてはどう考えているのでしょうか。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

今回、導入させていただいた情報端末につきましては、先生方や児童がうまく活用しないと宝の持ち腐れになってしまうかなと思いますので、専門のスタッフの方をお呼びして研修会等を実施しながら、情報端末の操作に慣れていただくような形でうまく活用できるような形で考えていきたいと思っております。

また、専門の方を今後、雇用できるようなことも考えながら、今回、購入していく情報端末を有効活用できるように、取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 6月4日提出の補正で、G I G Aスクール関連で約8,000万円、予算計上されました。今回、4,000万円ということで、パソコン本体、タブレット型端末でしょうけど、本体ということになると思います。周辺環境整備、それらを含

めて約8,000万円ということだったんですけども、今回この4,000万円、契約によりまして、インターネット接続の接続サービス、あるいはタブレット型端末、それらの保守契約、それらについては当初の計画にはどれだけの保守契約料が入るかなんて載っていなかったと思いますけども、どれほどの額を想定しているか、あるいは今、鈴木議員がおっしゃったように、タブレット型端末も毎年毎年のように進化を遂げております。

そんな中で、5か年間、多分4か年もつかどうか分かりませんが、その内容がそれに見合うものであるのは当然だと思いますけども、多分、更なる買い替えということが必要になるんじゃないかなというような感じもします。そのときに、予算立てが全額町単というようにならないよう、父兄、本人、町民の皆さん、それらの方々にこれだけの費用と、年次これだけかかるんだ、また3年後、4年後これくらいの金額がかかるかもしれないというようなことも含めて、どのようにお考えでしょう。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課課長。

○教育課長（平野 悟君） ただ今の椿議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、保守の関係でよろしいでしょうか。予算の計上時につきましては、まず本体と、あとそれを動かす周辺のソフトだとか、あと教育関係のソフトをメインに考えておまして、保守については特に計上はしておりませんでした。今回の契約に伴いまして、いろんな各種業者さんのほうからヒアリングをしたり聞き取りをした中で、保守も含めた内容の中で割安な、ソフトが一体型といいますか、そういうものを構築しているところがあるということだったものですから、そういうものも選定の1つのものとして考えながら、今回につきましては保守を一応5年間入れる形で、それで対応していくような形のものとして契約の内容に盛り込みながら考えております。

あと、将来5年後になるかなと思いますけれども、今回、一般的には5年サイクルというのが一般的な物品の期間かなと思っております。将来的なところについてははっきり申し上げることはできませんが、国のほうから助成されていた内容を継続していただけるような形のほうにこれからも要望していかなくちゃいけないのかなと思っております。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 保守契約ばかりじゃなく、ランニングコストという面でどうだろうかというような意味合いで私、質問したつもりだったんですけども、それについては今、保守契約についてはハードの中に入っているということらしいですけども、回

線使用料というんですか、それらを含めてということですかね。

○議長（石橋 伸一君） 平野教育課長。

○教育課長（平野 悟君） 椿議員のご質問にお答えいたします。

これから使用していくときのランニングコストにつきましては、インターネットの回線使用料かなと思っております。月額では今、インターネットの回線使用料は、各学校、月額税抜きで3,600円なんですけれども、今回、多くの台数を購入して、そこで使用する場合は、現状の回線使用料では不足が見込まれますので、ワンランク上の回線使用料のほうに変更していきたいかなと考えております。基本料金は税抜きで5,200円ないしは5,400円程度の回線使用料に上げていきたいかなと思っています。

それと、本体に係るランニングコストにつきましては、申し訳ありませんが、購入ということだったものですから、その本体に係るものについては計算はしておりませんので、ご理解していただきたいかなと思います。

以上です。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 先ほどご説明の中で、こちらの物品、入札をされた。契約方法は随意契約だということですが、昨今、公官庁の入札はなかなか予定価格が低く設定されて、民間の業者さんも儲からないからなかなか参加しない、または不調に終わるというケースが多いということは聞いております。

今回の経緯を、言える限りでよろしいんですけれども、教えていただきたいんですが。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 高柳議員のご質問にお答えいたします。

提案理由の中で、9月2日に入札を行ったということでお話いたしました。議案の中では、契約の方法については随意契約ということで、その経緯についてという内容でございます。この案件につきましては、指名競争入札ということで入札を実施いたしました。最終的に落札者が出なかったということで、予定価格を下回る入札がなかったということでございます。

この場合、地方自治法の施行令に基づいて、最低価格を入札、札を入れた業者さんと協議をいたしまして、予定価格を下回る見積もりの提示がございました関係で、随意契約という形に至りました。

以上でございます。

○議長（石橋 伸一君） 3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 指名業者は何社で、参加何社。ということは辞退が何社かという形だと思うんですが、そこら辺は教えていただけますか。

○議長（石橋 伸一君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 指名業者については、7社でございます。辞退が3社ございました。従いまして、4社で入札を執行したということになります。
以上です。

○議長（石橋 伸一君） ほかに質疑はありませんか。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第12 議案第10号 町有財産の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議場の時計で12時まであと少しになっておりますが、請願の3件をこれから、ちょっと時間を超えてしまいますが、やってしまいたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

◎日程第13 請願第1号の上程、説明、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第13 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

紹介議員は登壇し、趣旨説明をしてください。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書が千葉市中央区中央4-13-10、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、秋田秀博より出されております。

内容を要約しますと、請願理由は、義務教育費国庫負担制度は子どもたちの無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するというものでありますが、国家財政の悪化から、どう制度を見直し、減額や制度そのものの廃止も検討さ

れた経緯があり、地方財政においても厳しさが増している今、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持・向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう意見書を提出してもらいたいという趣旨のもので、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（石橋 伸一君） お諮りいたします。本案は請願でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第13 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を採決いたします。本案を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本請願は採択されました。

◎日程第14 請願第2号の上程、説明、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第14 請願第2号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題とします。

紹介議員は登壇し、趣旨説明をしてください。

3番 高柳 智議員。

○3番（高柳 智君） 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書が、千葉市中央区中央4-13-10、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、秋田秀博より出されております。

内容を要約しますと、請願理由は、現在、日本の教育は、いじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、教育格差、子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えており、東日本大震災、大規模災害等が立て続けに発生する厳しい状況です。

一方、国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や、教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務であり、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。そのための教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状、国の財政的な支援等の協力が不可欠であり、充実した教育の実現には教育環境の整備を一層進める必要があるため、予算の充実を求めるよう意見書を提出してもらいたいという趣旨のもので

すので、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（石橋 伸一君） お諮りいたします。本案は請願でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。よって、日程第14 請願第2号 「国における2021年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を採決します。

本案を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本請願は採択されました。

◎日程第15 請願第3号の上程、説明、採決

○議長（石橋 伸一君） 日程第15 請願第3号 「建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願書」採択に関する請願書を議題とします。

紹介議員は登壇し、趣旨説明をしてください。

5番 鈴木節子議員。

○5番（鈴木 節子君） 初めに、この請願書の請願者は、千葉県香取市佐原2,028、千葉土建一般労働組合佐原支部神崎分会代表、大竹智一郎、千葉県香取郡神崎町今1,097-1、神崎町建設業協会会長、野口昌孝、千葉県旭市平松2,575-2、赤十字千葉県支部香取海匝地区代表、向後三郎。

請願理由を読ませていただきます。

（請願書朗読）

○議長（石橋 伸一君） お諮りいたします。本案は請願でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 質疑というよりも、この内容について私、若干変えてほしいなと思います。鈴木議員は、他の市町村あるいは大竹さんを含めてこのような感じにしたほうがいだろうということで、このようにしたのかもしれませんが、鈴木議員が知っているかどうか分かりませんが、アスベストで亡くなった方は、毛成に10

人います。公害ですよ。大反対です。

でもその責任を企業に求める、これも論理でしょうけども、今終わった時点で、国にだけ私は求めたい。できれば製造業者を含めた方々には責任をどうのこうのでもなく、国に対してのみ行ってほしいと思います。（「これは国に対してのみ行っております」と呼ぶ者の声あり）いや、この文章は違っているでしょうよ。

○議長（石橋 伸一君） これは請願ですので、意見としてお聞きして、ここで採決したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第15 請願第3号 「建設アスベスト訴訟の全面救済と建設石綿被害者補償基金の創設を国に働きかける意見書の提出を求める請願書」採択に関する請願書を採決します。

本案を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（石橋 伸一君） 挙手全員。よって、本請願は採択されました。

ここで休憩します。議場の時計で1時30分まで休憩といたします。

（午後0時12分）

○議長（石橋 伸一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午後1時30分）

◎日程第16 認定第1号～日程第20 認定第5号

及び日程第21 報告第1号～日程第22 報告第2号の一括上程、説明

○議長（石橋 伸一君） 日程第16 認定第1号から日程第20 認定第5号及び日程第21 報告第1号から日程第22 報告第2号は、令和元年度決算に関するものですので、一括議題といたします。

議案等を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（石橋 伸一君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） ただ今、議長のご配慮によりまして、認定第1号から第5号、報告第1号及び第2号を一括上程させていただくことになりました。提案理由を申し

上げます。

初めに、令和元年度神崎町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算の認定と事業報告でございます。

決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の意見をつけて上程するものであります。

なお、決算審査は、7月22日、28日、29日、30日の4日間で実施していただきました。

令和元年度一般会計では、重点事業といたしまして、役場庁舎及びわくわく西の城体育館の耐震補強工事をはじめ、町道神宿松崎線及び毛成堀籠線に係る測量設計業務などの投資的事業を実施いたしました。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計におきましては、適正な保険給付に努めました。

水道事業では、安全な水道水の安定的な供給と、公営企業としての健全経営に努めました。

その他の主要施策の成果及び計数につきましては、お手元に提示したとおりでございます。

次に、報告第1号及び第2号について申し上げます。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率を、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

各指標につきましては、令和元年度決算に基づき算出したものですが、本町においては、実質赤字及び連結実質赤字はなく、実質公債費比率及び将来負担比率についても基準を下回っております。また、水道事業についても資金不足はございません。

今後も、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石橋 伸一君） 局長より訂正があります。

○議会事務局長（高橋 誠一君） ただ今、朗読させていただきました議案集の後ろのほうの報告事項のところなんです、3行目になります。健全化に関する法律、括弧書きがございまして、「平成19年法律第94号」ですね。「条」ではございません。

「号」の誤りですので、訂正方よろしくお願ひします。報告第1号、ないし報告第2号のほうも「条」になっていますので、訂正のほうをよろしくお願ひします。

○議長（石橋 伸一君） ここで、本日、渡辺英男代表監査委員にご出席いただいてお

りますので、令和元年度決算審査等意見書についてご説明いただきます。

渡辺監査委員、よろしくお願ひいたします。

○監査委員（渡辺 英男君） 監査委員の渡辺でございます。議員の皆さん、そして執行部の皆さん、9月定例議会、誠にご苦労様でございます。

令和元年度神崎町一般会計、特別会計及び水道事業会計について、本年7月22日、28日、29日及び30日の4日間、大原監査委員とともに決算審査を行いました。その結果を8月24日付で決算審査の意見として町長に提出させていただきましたので、その内容について、概要を説明させていただきます。

決算書に添付されました意見書の写しをご覧いただきたいと思ひます。

一般会計及び特別会計ですが、地方自治法第233条第2項の規定により、各会計の決算書等が関係法令に基づき作成されているかを確認するとともに、各会計の財政状況並びに主要施策の実績等に留意し、計数の確認、証拠書類、実質収支に関する調書等を精査し、関係職員から説明を受けて審査をいたしました。また、同法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類の審査も行いました。

それでは、3ページからご覧いただきたいと思ひます。決算の概要ですが、一般会計は、歳入総額が29億1,837万9,000円、歳出総額は27億561万5,000円で、差引き2億1,276万4,000円の剰余金を生じました。翌年度へ繰り越すべき財源3,442万5,000円を除いた実質収支額は1億7,833万9,000円となりました。

令和元年度は、役場庁舎及びわくわく西の城の体育館の耐震工事も完了し、経常業務も滞りなく遂行されました。また、健全財政を堅持しながら効率的な業務を遂行できたことは、評価すべきことと思ひます。また、町財源の基礎である町税、これは国保税も含んでおりますが、徴税率、平成30年度とは若干違いがありまして、平成30年度というのは県当局と一緒に徴収をさせていただきました。令和元年度は、町単独で徴収をしたわけでございます。それにしてはこれまでにない成果を収めたと思ひます。担当課の徴収努力がうかがえます。更に、昨年までの課題であった執行率の著しく低いところや、不用額が多額なものが減ってきておりまして、大分、改善されてきていると思ひております。

次に、4ページをご覧ください。歳入の主なもの、まず、11款、地方交付税が9億5,882万7,000円と引き続き高く、前年度とほぼ同額となっております。

15款の国庫支出金は、1億8,541万4,000円と前年度との比較で5,568万8,000円、これは42.9%増となっておりますが、役場庁舎及びわくわく西の城体育館の耐震工事、また、ハザードマップ作成といった防災対策事業を推し進めたことにより大幅な増額

ということになりました。

1 款、町税ですが、昨年度より1,492万2,000円と、若干減少いたしました。要因は、滞納繰越分の徴収額が減少したことによるものです。

また、19款、繰入金が1億2,814万8,000円、これは逆に112.9%の増加ということで、増加しておりますが、財政調整基金を取り崩して今後の町施設改修等のための公共施設整備基金等に積み替えをしたところによるものでございます。

5 ページをご覧いただきたいと思います。歳出についてですが、役場庁舎及びわくわく西の城体育館の耐震工事に伴い、2 款、総務費が7億4,934万3,000円と、対前年度で5,490万2,000円、7.9%の増となりました。

また、6 款、農林水産業費も1,309万5,000円、9.9%増加いたしました。これは、昨年の台風15号及び10月の大雨による農業用施設の破損等により、修繕費等を助成したものでございます。

10款、教育費では、平成30年度に町民体育館耐震改修事業及び給食センターの食器洗浄機交換工事など大きな事業があったため、令和元年度においては2,398万8,000円、8.6%の減額となりました。

11款、災害復旧費ですが、902万9,000円。これは昨年9月の台風15号及び10月の大雨に対応した経費によるものでございます。

限られた財源で効率的な予算執行に努めたということが認められました。

次に、8 ページの中段をご覧いただきたいと思います。国民健康保険事業特別会計ですが、本会計の決算は、歳入総額7億3,509万円、歳出総額6億7,742万2,000円、前年度と比較しまして6,378万円の減額、これは失礼しました、歳出総額のほうですね。というふうになっております。そして、実質収支は5,766万8,000円でございます。

平成30年度から国民健康保険制度が大幅に改正されました。国保の財政運営の主体が町から今度は県が行うということになったために、財政の安定化が図られたことによるものでございます。

国民健康保険税現年度分の徴収率は95.2%、滞納繰越分35.3%で、全体で84.1%。前年度は全体で82.0%ということでもございまして、2.1%上昇させたということで、担当課の徴収努力が認められます。

しかしながら、まだ町税と比較すると徴収率はかなり低い状況であります。税負担の適正・公正という点からも、これは毎年言っていることですが、徴税対策に一層の努力と工夫が望まれます。なお、不納欠損処理は、十分な調査の上、慎重に処理していただきたいと思います。

また、財政調整基金も1億円を超えており、評価できます。今後も医療費の増加が予想され、事業運営が厳しさを増していく中、財政基盤の安定を図るための検討が必要と思われまます。

9ページ、ご覧ください。介護保険事業特別会計の決算でございますが、歳入総額は6億142万8,000円。これは対前年度で5.3%増です。歳出総額5億8,734万8,000円。これも対前年度4.6%の増ということで、実質収支1,408万円、これは対前年度45.8%増というふうになっております。

歳入では、普通徴収の介護保険料の徴収率は、現年度分91.8%、前年度はこれが84.1%でございました。滞納繰越32.4%。これも前年度23.4%ということでもあります。全体でも97.6%ということで、対前年度96.5%ということから考えると、収納率を上昇させたということで、これも担当課の徴収努力が認められます。引き続き介護給付制限に該当しないよう、制度やサービス内容の周知とともに、保険料納付の啓蒙、不納欠損額の縮小に一層努めていただきたいと思います。

歳出では、保険給付費が平成30年度決算と比較して3.4%増加しております。今後は、さらに高齢者の増加に伴い保険給付費が増加すると思われまますので、地域包括支援センターと連携して介護予防の取組を強化することが、将来の介護給付費の増高を緩和すると考えまます。また、今後も被保険者、認定者数、それからサービス利用者、給付費の伸びに注意を払う必要があります。

続いて、10ページをご覧ください。後期高齢者医療特別会計ですが、歳入総額8,066万8,000円、歳出総額8,044万6,000円、実質収支22万2,000円となっております。1人当たりの年間医療費が増加傾向にありますので、特に重症化しないような予防策を強化していただきたいと思います。

次に、財産ですが、地方自治法第233条第2項及び同法施行令第166条第2項の規定に基づく書類の審査に当たっては、当該年度中の増減を主体に審査をいたしました。

土地及び建物については、土地については増減がございませんでした。建物ですが、町営住宅を2棟解体したわけございまして、このことにより229.2㎡減少いたしました。

それから、出資による権利ですが、株式会社発酵の里への出資金の減資によりまして、800万円減となりまして、6,594万9,000円の残高となりました。

物品については、令和元年度中は普通乗用自動車1台を軽自動車に買い替えたもので、増減はなく、35台のままでございます。

債権は増減がなく、現在高は9万7,000円となっております。これも早期の回収を

お願いいたしたいと思います。

基金全体の決算年度末現在高は、18億6,332万2,000円で、8,145万5,000円の減となっています。増加した主なものとしては、公共施設整備基金1億151万9,000円、まちづくり基金400万円です。反対に減少したものでは、先ほど申し上げましたが、財政調整基金1億6,998万8,000円、介護保険財政調整基金1,525万8,000円で、これは取崩しによるものであります。運用・保管の方法は確実かつ有利なものと判断できました。

審査の結果、令和元年度神崎町一般会計、特別会計は、その計数に誤りがなく、証書類等も整備され、会計経理も適正に処理されているものと認められました。

しかし、これも毎年言っておりますが、少子高齢化あるいは人口減少など、ここ数年度の地域の現状と課題を踏まえ、行政水準を的確に把握し、今後の町の方向性や具体的対応を検討するとき、事務事業のより一層の工夫、改善、取捨選択も必要と考えます。また、多額の財政調整基金を持つことは大変評価できます。今後は、新型コロナウイルスへの対応等、積極的に基金を有効活用し、多様な住民ニーズに的確に対応し、活気ある神崎町の創造のために今後も安定的な財政運営を堅持しつつ、効率的な行財政運営に努められることを望むものでございます。

それから、13ページをお開きください。水道事業会計ですが、地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算及び事業報告が関係法令に基づき作成されているかを確認するとともに、財政状況並びに主要施策の成果等に留意し、計数の確認、証拠書類等を精査し、関係職員から説明を受け、審査をいたしました。

収益的収支ですが、水道事業収益2億773万3,000円。これは対前年度で1.7%の減でございます。対して水道事業費用1億6,704万5,000円。これも対前年度比で4.7%減となっております。差引き4,068万8,000円の純利益が生じました。前年度はこの純利益は3,610万3,000円ということでございました。

水道事業収益の主なものは、営業収益としては、給水収益1億831万9,000円、それから営業外収益として、給水申込負担金304万5,000円、補助金3,615万8,000円ということになっております。

水道事業費用の主なものとしては、人件費3,024万6,000円。これも対前年度17.6%の減、経営費3,913万1,000円、これも1.5%の減、減価償却費8,927万8,000円、これも対前年度0.1%の減、支払利息833万8,000円、これも対前年度で11.8%の減となっております。

資本的収支については、収入はありません。これに対して、支出は4,200万8,000円で、同額の不足となっております。

支出の主なものとしては、建設改良費13万2,000円、固定資産取得費215万7,000円、企業債償還金3,971万9,000円となっております。不足額につきましては、消費税資本的収支調整額、及び損益勘定留保資金で補填いたしました。

経営の状況につきましては、令和元年度の給水世帯数が2,013世帯で、前年度に対し58世帯の増となり、給水人口は4,933人で、前年度に対し、これは逆に75人の減となりました。経営費の削減を図るとともに、施設管理の工夫など、経費の節減に努めているということが認められました。また、水道料金の口座振替のできる金融機関を増やしたりコンビニ収納を始めたことにより、収納率を増加させたということにつきましては、利用者ニーズに対応したもので、評価できるものであります。

今後の資本的収支ですが、震災による施設の災害復旧事業が完了し、基本的には赤字傾向が続くと見込まれます。会計全体の赤字傾向は今後も続くと思われまますので、投資に見合う給水人口の確保など、給水量の増加に取り組むことが望まれます。

審査の結果、計数に誤りがなく、証書類も整備され、会計処理も適正に処理されているものと認められました。

次に、地方公共団体の財政の健全化に対する法律の規定により、健全化判断基準比率及び資金不足比率と、その判定の基礎となる事項を記載した書類を審査いたしました。しかし、財政指標では、実質公債費比率が0.2ポイント上昇して4.5%となりました。しかし、早期健全化基準、これは25%ということでありまして、これから見ると大幅に締まっております。徹底した行財政改革の効果の結果であり、今後も堅実な行財政運営に努めていただきたいと思います。

また、水道事業の資金不足比率については、資金不足の状態ではなく、問題はありませんでした。

いずれも適正に作成されているものと認めら、その旨、8月24日に町長に審査意見書を提出しましたことを申し添え、令和元年度決算審査等の意見書の説明とさせていただきます。

最後に、私事ではございますが、皆様のご協力によりまして、4年の監査委員の任期、無事に終了する運びとなりました。誠に感謝に堪えません。今後の町発展と議員の皆様のご活躍を心からお祈り申し上げまして、報告に代えさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（石橋 伸一君） 渡辺監査委員、ありがとうございました。

以上、認定第1号から認定第5号の審議はこれまでにとどめ、明日10日に総務文教常任委員会、11日にまちづくり厚生常任委員会でそれぞれ審査を行い、質疑、討論、

採決は17日に一括で行うことといたします。

◎散会の宣告

○議長（石橋 伸一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでにとどめ、散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（石橋 伸一君） 異議なしと認めます。本日はこれにて散会といたします。

なお、次回は17日午前10時から会議を再開します。長時間ご苦勞様でした。

（午後 2 時07分）